

令和4年度実施  
大学機関別認証評価  
評価報告書

光産業創成大学院大学

令和5年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

## 目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	2
領域2 内部質保証に関する基準	3
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	6
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	9
領域5 学生の受入に関する基準	10
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	11
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録2 根拠資料一覧	
付録3 新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について	
自己評価書	

## 1. 令和4年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

### 1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

### 2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

### 3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和4年度における実地調査（訪問調査）は、教育現場の視察及び学習環境の状況の現地調査と、大学関係者（責任者）等との面談のオンライン調査を併せて実施し、評価委員会において、従前に実施してきた実地調査と同等の調査であることを確認しました。

#### （1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

#### （2）機構における評価

- ① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。
- ② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。
- ③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。
- ④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に

適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

#### 4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

#### 5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和3年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について音声解説付き資料を用いて説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について同様の方法により研修会を実施しました。

また、令和3年9月までに申請した大学の求めに応じて、各大学の状況に即した自己評価書の作成に関する研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和3年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の16大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（9大学）

北海道教育大学、宇都宮大学、群馬大学、東京大学、福井大学、滋賀医科大学、島根大学、山口大学、香川大学

○ 公立大学（5大学）

秋田県立大学、東京都立大学、大阪府立大学、九州歯科大学、福岡女子大学

○ 私立大学（2大学）

日本社会事業大学、光産業創成大学院大学

- (3) 機構は、令和4年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和4年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和4年	
7月	書面調査の実施
8月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
令和5年	
1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

(5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和5年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和5年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

## 6 評価結果

令和4年度に認証評価を実施した16大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合しているとの評価結果となりました。

## 7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和4年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

## 8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和5年3月現在）

### (1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
及川良一	大学入試センター参与
片峰茂	長崎市立病院機構理事長
片山英治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授（常勤）・センター長
後藤ひとみ	北海道教育大学理事
近藤倫明	北九州市立大学特任教授
清水一彦	山梨大学理事・副学長
鈴木志津枝	兵庫医科大学教授
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
高橋裕子	津田塾大学長
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山和久	名古屋大学教授
中根正義	芝浦工業大学柏中学高等学校長
根本武	アクセンチュア株式会社 ビジネス コンサルティング本部 マネジング・ディレクター
○ 日比谷潤子	聖心女子学院常務理事
前田早苗	千葉大学名誉教授
松本美奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授

山内	進	一橋大学名誉教授
山口	宏樹	大学入試センター理事長
山本	健慈	国立大学協会参与
吉田	文	早稲田大学教授
◎山極	壽一	人間文化研究機構総合地球環境学研究所長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

高田	邦昭	群馬県公立大学法人理事長
片峰	茂	長崎市立病院機構理事長
高島	忠義	愛知県立大学名誉教授
山本	健慈	国立大学協会参与
川嶋	太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授(常勤)・センター長
◎土屋	俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
光田	好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
戸田山	和久	名古屋大学教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

アリソン・ビール		オックスフォード大学日本事務所代表
阿波賀	邦夫	名古屋大学教授
片山	英治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
後藤	ひとみ	北海道教育大学理事
近藤	倫明	北九州市立大学特任教授
下田	憲雄	大分大学学長特命補佐
白石	小百合	横浜市立大学教授
◎高田	邦昭	群馬県公立大学法人理事長
竹内	啓博	公認会計士、税理士
土川	覚	名古屋大学教授
土屋	俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤	良雄	公認会計士
徳久	剛史	介護老人保健施設純恵の郷・施設長
戸田山	和久	名古屋大学教授
奈良間	美保	京都橘大学教授
原田	信志	熊本大学名誉教授
光田	好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三矢	麻理子	公認会計士
湯川	嘉津美	上智大学教授
横田	光広	宮崎大学教授

横山知行 新潟大学教授

(第2部会)

◎片峰茂 長崎市立病院機構理事長  
片山英治 野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員  
清水美憲 筑波大学教授  
竹内啓博 公認会計士、税理士  
棚橋健治 広島大学副学長  
谷口功 国立高等専門学校機構理事長  
土屋俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長  
寺澤良雄 公認会計士  
戸田山和久 名古屋大学教授  
奈良間美保 京都橘大学教授  
深見公雄 放送大学高知学習センター所長  
松原仁 東京大学教授  
三浦浩喜 福島大学長  
光田好孝 大学改革支援・学位授与機構教授  
三矢麻理子 公認会計士  
山下一夫 鳴門教育大学参与  
横矢直和 奈良先端科学技術大学院大学名誉教授

(第3部会)

石田朋靖 高崎健康福祉大学長  
大谷順 熊本大学理事・副学長  
小川宣子 中部大学客員教授  
片山英治 野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員  
加藤映子 大阪女学院大学長  
齋藤一弥 筑波大学教授  
佐藤信行 中央大学教授  
佐藤之彦 千葉大学教授  
◎高島忠義 愛知県立大学名誉教授  
竹内啓博 公認会計士、税理士  
土屋俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長  
寺澤良雄 公認会計士  
戸田山和久 名古屋大学教授  
西村伸一 岡山大学教授  
藤田佐和 高知県立大学教授  
光田好孝 大学改革支援・学位授与機構教授  
三矢麻理子 公認会計士  
山内進 一橋大学名誉教授  
山岡洋 桜美林大学教授

山 中 正 紀 北海道千歳リハビリテーション大学教授  
 吉 井 昌 彦 神戸大学教授  
 米 村 千 代 千葉大学教授

(第4部会)

位 田 隆 一 国立大学協会専務理事  
 尾 家 祐 二 九州工業大学名誉教授  
 片 山 英 治 野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員  
 塩 田 浩 平 京都大学名誉教授、滋賀医科大学名誉教授  
 高 野 和 良 九州大学教授  
 竹 内 啓 博 公認会計士、税理士  
 田 邊 政 裕 千葉大学名誉教授  
 土 屋 俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長  
 寺 澤 良 雄 公認会計士  
 戸田山 和 久 名古屋大学教授  
 前 田 健 康 新潟大学教授  
 光 田 好 孝 大学改革支援・学位授与機構教授  
 三 矢 麻理子 公認会計士  
 ◎ 山 本 健 慈 国立大学協会参与

※ ◎は部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

浅 野 茂 山形大学教授  
 ◎ 川 嶋 太津夫 大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター  
 特任教授(常勤)・センター長  
 小 湊 卓 夫 九州大学准教授  
 洪 井 進 大学改革支援・学位授与機構教授  
 寫 田 敏 行 茨城大学教授  
 末 次 剛健志 有明工業高等専門学校総務課長  
 高 橋 哲 也 大阪公立大学副学長  
 土 屋 俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長  
 戸田山 和 久 名古屋大学教授  
 ○ 新 田 早 苗 琉球大学後援財団常務理事  
 林 隆 之 政策研究大学院大学教授  
 前 田 早 苗 千葉大学名誉教授  
 光 田 好 孝 大学改革支援・学位授与機構教授  
 毛 内 嘉 威 秋田公立美術大学理事・副学長  
 森 利 枝 大学改革支援・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長



## 2. 評価結果について

### 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学の教育研究等の総合的な状況が機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2－3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1－1から基準6－8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2－1又は基準2－2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述していません。

### 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1－1から基準6－8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

### 「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

## I 認証評価結果

光産業創成大学院大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

### 【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準 5－3 を除くすべての基準を満たしている。

基準 5－3 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準 2－1 及び基準 2－2 を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

- 光産業創成研究科（博士後期課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。  
（基準 5－3）

（新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について）

令和 4 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学年当初から通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったと推察される。大学に対してその状況について報告を求めたところ、付録 3 のとおり取り組んでいることを認めた。

## II 基準ごとの評価

### 領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

#### 基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準1-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の1研究科を置いている。

[大学院課程]

- ・光産業創成研究科（博士後期課程1専攻：光産業創成専攻）

#### 基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準1-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式1のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式1-2-2のとおり、著しく偏っていない。なお、女性教員の比率が低い状態にある。

#### 基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準1-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、光産業創成研究科に所属し、教育組織としての光産業創成研究科において大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、光産業創成研究科に研究科長（学長が兼任）を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、光産業創成研究科教授会を置いている。教授会は、学長及び教授から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

教授会は、令和3年度には、別紙様式1-3-2のとおり開催されている。

教授会は、学長及び教授から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和3年度には、別紙様式1-3-3のとおり開催されている。

## 領域 2 内部質保証に関する基準

### 基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を統括責任者とし、自己点検・評価委員会委員長及び各所掌事項担当委員会委員長を自己点検・評価の責任者、各所掌事項担当委員会委員長をそれぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は教授会であり、その役割分担は内部質保証の方針及び内部質保証に関する細則に明確に定めている。中核的な審議機関である教授会は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある学長及び教授によって構成している。

教育研究上の唯一の基本組織である光産業創成研究科において、研究科長（学長）を組織の責任者、教務委員会委員長を質保証の責任者とする体制の下で、質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、財務・環境委員会委員長を責任者として財務・環境委員会が、情報設備については、情報メディアセンター長を責任者として情報メディアセンターが、附属図書館については、図書委員会委員長を責任者として図書委員会が分担して質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する細則によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援に関する重要事項については、教務委員会委員長を責任者として教務委員会が、質保証を行っている。その他の学生支援については、安全衛生委員会委員長を責任者として安全衛生委員会が分担して質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する細則によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜の在り方については、入試委員会委員長を責任者として入試委員会が、入学者選抜方法等の策定、実施、検証については、広報・学生募集委員会委員長を責任者として広報・学生募集委員会が、質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する細則によって定めている。

なお、自己評価書提出時には、教務委員会及び内部質保証に関する細則において内部質保証に係る責任体制が明確に定められていなかったが、令和 4 年 11 月までに教務委員会及び内部質保証に関する細則を改正し、明確に定めている。

### 基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、内部質保証の方針、自己評価規程、

内部質保証に関する細則、教育課程、施設整備、学生支援及び学生受入等に関する自己点検実施に関わる申合せに定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準6-3から基準6-8に照らした判断を行うことを内部質保証の方針、自己評価規程、内部質保証に関する細則、教育課程、施設整備、学生支援及び学生受入等に関する自己点検実施に関わる申合せに定めている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、内部質保証に関する細則、教育課程、施設整備、学生支援及び学生受入等に関する自己点検実施に関わる申合せに定めている。

関係者（学生、修了生等）からの意見聴取については、内部質保証に関する細則、内部質保証に係るアンケート等実施要領を定め、定期的実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、内部質保証に関する細則に定めている。

なお、自己評価書提出時には、教務委員会及び内部質保証に関する細則において内部質保証に係る手順が明確に定められていなかったが、令和4年11月までに教務委員会及び内部質保証に関する細則を改正し、明確に定めている。

### **基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること**

**【評価結果】** 基準2-3を満たしている。

#### **【評価結果の根拠・理由】**

大学評価基準に則した自己点検・評価の継続的な実施には至っていないが、これまでの自己点検・評価活動及びその他の様々な評価等の結果に基づき課題点を抽出しており、それに基づく改善及び向上の取組を別紙様式2-3-1のとおり実施し、その多くの課題について、対応済みあるいは対応中の状況にある。

### **基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること**

**【評価結果】** 基準2-4を満たしている。

#### **【評価結果の根拠・理由】**

研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しは、自己点検・評価委員会、各所掌担当委員会における評価結果を踏まえ、研究科教授会で審議を、理事会において審議、決定している。

なお、自己評価書提出時には、内部質保証に関する細則において組織の新設・改廃等の重要な見直しを行う体制が明確に定められていなかったが、令和4年11月までに内部質保証に関する細則を改正し、明確に定めている。

**基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること**

【評価結果】 基準 2-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等に当たって、教員選考規程、教員資格基準内規、教員選考手続及び実施例等を定め、書類審査、面接、プレゼンテーション等を評価して、別紙様式 2-5-1 のとおり教員を採用・昇任させている。

教員評価実施要領、教員評価方針を策定し、別紙様式 2-5-2 のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。

教員評価実施要領、教員評価方針に基づき、賞与の成績評価に反映するなど、別紙様式 2-5-3 のとおり、評価結果を教員の処遇等に反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式 2-5-4 のとおり、特別講演、講義相互参加等を組織的に実施している。

なお、平成 27 年度実施の大学機関別認証評価において、改善を要する点として「教員の教育方法改善のための研修や議論等、全学的な取組が十分に行われていない」と指摘されている。このため、自己評価提出時には、FDの回数が少ない状況を令和 4 年度より改善する取組を実施するとしていたものの、訪問調査実施時点でも十分に実施できているとはいえない状況にあり、令和 4 年 11 月に実施計画を見直し、当該年度内に複数回の FD を実施するという実施計画に変更している。

教育活動を展開するため、別紙様式 2-5-5 のとおり教務関係や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員を配置し、活用している。

教育支援者、教育補助者の質の維持・向上のため、別紙様式 2-5-6 のとおり、私学経営研究会セミナー、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」改正対応セミナー、安全保障輸出管理情報ネットワーク会議・セミナーを実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

## 領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

### 基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

私立学校法等関係法令に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書が作成されている。

また、別紙様式 3-1-2 のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

### 基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、学校法人光産業創成大学院大学に理事会、評議員会を設置している。

理事会は、理事（学長、評議員のうちから評議員会において選任した者、学識経験者のうち理事会において選任した者）により構成され、法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項、この法人の業務に関する重要事項等を審議している。

評議員会は、評議員より構成され、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制を整備している。

個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、動物実験の法令遵守事項について規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理は事務局が、生命倫理は教務委員会が責任部署となっている。

危機管理として、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応について規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災、情報セキュリティ、学生危機対応は危機管理委員会、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止は不正防止計画・推進委員会が責任部署となっている。

なお、自己評価書提出時点では、情報公開規程および人を対象とする研究倫理規程が定められていなかったが、令和 4 年 10 月までに定めている。

### 基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

事務組織規程に基づき、事務組織を設置している。

別紙様式 3-3-1 のとおり、常勤 8 人、非常勤 1 人を配置している。

**基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること**

【評価結果】 基準 3-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3-4-1 のとおり、教員及び事務職員等が教務委員会、広報・学生募集委員会、自己点検・評価委員会、教職員会議等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3-4-2 のとおり、私学経営研究会セミナー（理事会等の運営と令和 3 年度寄附行為作成改正のポイント）（5 人参加）、教職員研修（科学研究費補助金の申請と研究費の不正使用防止）（18 人参加）、職員研修（光産業創成大学院大学のミッションと中長期ビジョンへの取組み）（5 人参加）等を実施している。

**基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること**

【評価結果】 基準 3-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

私立学校法に基づき、監事 2 人（非常勤 2 人）を設置者である学校法人に置かれている。監事は、私立学校法及び寄付行為に基づき、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。

私立学校振興助成法に基づき会計監査人による監査を実施している。

内部監査については、他の部門から独立した内部監査委員会が、監査規程に基づき、業務監査、会計監査、補助事業監査、システム監査及びモニタリング監査を行っている。内部監査委員会委員長（内部監査責任者）は、内部監査実施計画書を作成し、監査終了後は、内部監査意見書を作成し、理事長に報告している。

なお、内部監査責任者は内部監査委員会規程に理事長が指名する教員となっているのに対し、令和 3 年度の内部監査意見書では内部監査責任者が事務局長となっており、内部監査の独立性が確認できなかったが、令和 4 年度より内部監査委員会規程に則り理事長が教員を内部監査責任者に指名している。

監事及び会計監査人は、理事長及び学長と意見交換会を開催し、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

**基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること**

【評価結果】 基準 3-6 を満たしている。



**【評価結果の根拠・理由】**

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3-6-1 のとおり公表している。

## 領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

### 基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

浜松市西区呉松町のキャンパスを有し、その校地面積は計 26,733 m<sup>2</sup>、校舎等の施設面積は計 3,716 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

別紙様式 4-1-3 のとおり、施設・設備における安全性について、配慮している。呉松町キャンパスの耐震化率は 100% である。バリアフリー化については、玄関スロープ、車いす用トイレ、階段手すり（両側）及び障がい者用駐車場を設置する等、配慮している。安全防犯面については、構内への必要な外灯の設置や防犯カメラを設置し防犯及び火の元の安全確認を行う等、配慮している。

I C T 環境については、学内ネットワーク等を整備し、活用している。

附属図書館については、延面積 176 m<sup>2</sup>、閲覧座席数は 29 席である。原則として 24 時間開館している。令和 4 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 1,816 冊である。

自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、企業ルーム、情報・メディアセンター、試作支援室等が整備され、利用されている。

### 基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、担当教員、事務局、学校医を設置し、別紙様式 4-2-1 のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、ハラスメントの防止等に関する規程等に基づき、事務局が相談窓口となり、啓発ポスターを掲示する措置を講じるほか、ハラスメント等に関する相談に対応している。

課外活動団体は設立されていないが、学生規則第 7 条に課外活動団体の設立に関する規則が定められており、必要に応じて対応する体制は整備されている。

現在、留学生の在籍はないが、留学生への生活支援等は、事務局教務担当者が必要に応じて対応する体制を整備している。

障害のある学生が在籍した実績はないが、障害のある学生への生活支援等は、事務局教務担当者が必要に応じて対応する体制を整備している。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式 4-2-5 のとおり、大学独自の奨学金制度等を行っている。

## 領域5 学生の受入に関する基準

### 基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、光産業創成研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

### 基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5-2-1のとおり入試を行っている。

実施体制については、入試委員会を置いている。

学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例はないが、入学後の初回のゼミナールで入試時のビジネスプランを学生に発表させ、学生の受入状況を検証している。

### 基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしていない。

#### 【改善を要する点】

光産業創成研究科（博士後期課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

平成30年度から令和4年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[博士後期課程]

・光産業創成研究科：0.60倍

光産業創成研究科（博士後期課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

なお、光産業創成研究科（博士後期課程）について、広報活動を活発に行うとともに、ピッチ会を開催し、全国から参加者を募り、優秀者には入学金等免除の特典を与え、優秀な学生の確保に取り組んでいる。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 6-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

光産業創成研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

### 基準 6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 6-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

光産業創成研究科において、教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

### 基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準 6-3 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

光産業創成研究科において、教育課程の編成が、体系的を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い学則で定めている。

光産業創成研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を定めるなど明確な指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。

なお、自己評価書提出時には、1年間の研究指導の計画をあらかじめ明示することが学則に定められていなかったが、令和4年11月までに、学則を改正し定めている。また、令和4年11月までに、研究指導計画書に関する作成要領も定めている。

### 基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準 6-4 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっており、光産業創成研究科において、各科目の授業期間が原則として15週にわたるものとなっている。

光産業創成研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。

なお、自己評価書提出時においては、教務委員会においてシラバス記載内容の確認を行っているものの、一部の授業科目においてシラバスの記載が十分でないものが見られたが、令和4年11月までにシラバスの作成要領を定めている。また、一部の授業科目において、研究指導を課程修了に必要な授業科目単位としていると誤認されるシラバスがあったが、令和4年11月までに、誤認されないよう、来年度以降のシラバスを改訂している。

光産業創成研究科において、教育上主要と認める授業科目は、別紙様式6-4-4のとおり、原則として専任の教授・准教授が担当している。

**基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること**

**【評価結果】** 基準6-5を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

光産業創成研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、別紙様式6-5-1のとおり、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、別紙様式6-5-2のとおり、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を、別紙様式6-5-3のとおり実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を、別紙様式6-5-4のとおり整えている。

**基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること**

**【評価結果】** 基準6-6を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

なお、自己評価書提出時点には、成績評価基準が各科目のシラバスには記載されているものの、組織的に成績評価基準が定められていなかったが、令和4年11月までに教務委員会及び研究科教授会の議を経て成績評価基準を定めている。

光産業創成研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客

観的に行われていることについて、組織的に確認している。

なお、自己評価書提出時点には、成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて組織的に確認していなかったが、令和4年10月までに教務委員会において確認している。

光産業創成研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。

#### **基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること**

**【評価結果】** 基準6-7を満たしている。

##### **【評価結果の根拠・理由】**

光産業創成研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、修了要件を組織的に策定し、学生に周知している。

光産業創成研究科においては、学位論文審査基準を組織として策定し、学生に周知している。

なお、自己評価書提出時点には、学位論文の本審査における審査基準が明確に定められていなかったが、令和4年10月までに学位審査取扱に関する内規を改正し、学位論文審査基準を組織として明確に定めている。

光産業創成研究科において、策定した要件に基づく修了の認定を、組織的に実施している。

#### **基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること**

**【評価結果】** 基準6-8を満たしている。

##### **【評価結果の根拠・理由】**

過去5年における標準修業年限内の修了率及び「標準修業年限×1.5」年内修了率は、別紙様式6-8-1のとおり、就職及び進学の様子は、別紙様式6-8-2のとおりであり、光産業創成研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。

入学生の大部分が社会人であるため長期履修となる学生の割合が高いが、入学前に学生相談を実施するなど、長期履修の改善に向けた取組を実施している。

修了時の学生、修了後一定期間の就業経験等を経た修了生、就職先等からの意見聴取の結果によれば、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている。